

意 見 書

平成 23 年 2 月 4 日

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会
会長 寺垣 琢生 様

異議申立人 宮部 龍彦

理由説明書に対し、以下の通り意見します。

- 1 「いまだに市民の差別意識が解消されていない」理由として統計情報が書かれているが、情報公開条例第 7 条第 2 号の「個人に関する情報」との関連性が不明確である。

例えば仮に下味野が同和地区の呼称であるとして、鳥取県全体の「同和関係世帯員」の 28.9%が「被差別体験が有る」と答えているから下味野の住民の 28.9%に被差別体験が有るということにはならないし、日本において同和地区住民に対する差別があると思う市民が 50.9%いるからと言って下味野の住民に対する差別があると思う市民が 50.9%いるということにはならないし、被差別部落を理由に 10.9%の市民が家族や親戚の反対が強ければ結婚を考え直すと答えているからと言って下味野の住民であることを理由に 10.9%の市民が家族や親戚の反対が強ければ結婚を考え直すということにはならない。

- 2 そもそも、条例第 7 条第 2 号の「個人に関する情報」は 1 人ないしは、限定された個人と結びつく情報を指すのであって、ある地区の住民や出身者という不特定多数を指すものではない（なお、平成 17 年の国勢調査によれば、下味野の住民は 1653 人である）。

- 3 なお、下味野が「被差別部落」であったことは、県立公文書館が所蔵している「ムラのあゆみ1 とっとり地域部落史研究 創刊号」（平成13年7月）により容易に知ることができる。また、下味野では近年まで様々な同和対策事業

が行われ、過去には美和小学校で下味野が同和地区であることが教えられていたことから、下味野が同和地区であることは、鳥取市では非常によく知られている事実である。また、具体的な同和地区の区域が下味野という行政区画とは一致しないことも承知している。

- 4 同和対策目的の地区会館の管理規則は同和地区指定の地区名を公にしているものではないとするが、申立人も同和対策目的の固定資産税減免に関する書類の公開を求めたのであって、直接同和地区指定の地区名を公にすることを求めている。ただ、地区会館の所在地も同和対策固定資産税減免の対象地域も同和地区であるという事実が別にあるだけである。
- 5 また、理由説明書には固定資産税の減免対象地域が、なぜ憲法第84条および地方税法第367条により公開が予定されている情報でないのか説明されていない。